

名古屋港管理組合へ申し入れ (8月26日)

自衛艦「ときわ」の名古屋港入港に抗議 新型コロナ「緊急事態宣言」に逆行する”特別公開”

海上自衛隊の補給艦「ときわ」（排水量8150 t、乗組員約140人）の名古屋港入港について党市議団は26日、名古屋港管理組合に抗議の申し入れを行いました。江上博之市議（名古屋港管理組合議会議員）、山口清明前市議のほか、愛知県平和委員会の三浦米吉副理事長らも同席。前田功憲・同組合港営部長が対応しました。

「ときわ」は母港・横須賀から、27～29日の3日間の日程で来港。目的は「乗組員の休養、物資補給、特別公開」としています。”特別公開”の対象は、自衛隊入隊希望者とその家族計240人でグループ分けし、一度に乗船するのは10人に限定。入港情報は入港前日の26



名港ガーデンふ頭に停泊する「ときわ」(27日)

日午後から同組合のHPに公開されました。

前田部長はこの間の経緯について、「自衛隊から連絡があったのは7月27日。入港情報の公開が直前になった

のは先方の要請による」と説明。情報公開日について、船舶側の要請に感じなければならない制度的な根拠は示されませんでした。

また、緊急事態宣言下での入港について、「愛

知県に出されそうになった段階で、再検討するか確認した。先方は”決行する”と回答してきた」と説明。

江上議員は「乗組員の休養のために母港を離れて名古屋港に来るといえるのは考えられない。実際は”特別公開”がメインではないか。感染状況が厳しさを増しているいま、自衛隊の要請を受け入れたのは問題だ。管理組合の主体性が問われる」と指摘。

前田部長は「一般の人が公開の対象ではないので、密にならないよう配慮されていると判断した」と述べるにとどまりました。



(右から) 前田部長に申し入れ書を手渡す江上市議、山口前市議 (26日)

2021年8月26日

名古屋港管理組合
管理者 大村秀章様

日本共産党名古屋市議員団
団長 田口一登

補給艦「ときわ」の名古屋港入港に抗議する申し入れ

海上自衛隊の横須賀を母港とする補給艦「ときわ」（排水量8150 t、乗員約140人）が8月27日から29日まで、名古屋港に入港することが明らかになった。同艦は燃料などの補給を通じて軍事作戦をサポートする自衛艦であり、湾岸戦争後の1991年にペルシャ湾の機雷掃海に従事するなど、たびたび海外に派遣され、自衛隊のみならず外国海軍への燃料補給も行ってきた。また、本年6月には米海軍駆逐艦「マスティン」等とともに日米共同訓練を行っている。

今回の入港目的は乗組員の休養とされているが、たび重なる自衛艦の入港は、市民や港湾労働者の不安をかきたて、名古屋港の軍事利用を既成事実化するものであり、容認できない。名古屋港を商業港として発展させるには、軍事利用を拒否する非核・平和の港としてアジアと世界にアピールすべきである。

管理組合は港湾法13条の、施設の利用に関して「不平等な取扱をしてはならない」を根拠に、自衛艦も拒否できない、としている。しかし港湾法13条は「私企

業への不干与等」を規定したものであり、自衛艦と商業船舶の港湾利用を同列に論ずべきではない。そもそも戦力の不保持を定めた日本国憲法は自衛艦の港湾利用を想定しておらず、1950年に制定された港湾法も同様に解釈すべきである。

よって、下記の事項を申し入れる。

記

1. 入港予定日の公開が直前であることの理由を明らかにすること。
2. 自衛隊艦船の名古屋港入港を拒否すること。
3. ガーデンふ頭を自衛艦の一般公開に利用させないこと。乗組員の休養・補給以外の目的での港湾施設の使用を認めないこと。
4. コロナ禍による緊急事態宣言が出されている中であり、乗組員の休養・補給であっても最小限の使用にとどめること。
5. 日本国憲法を厳守し、憲法9条をあらゆる港湾行政に貫き活かすこと。